

〇〇区自主防災組織規約(例)

(名称)

第1条 この組織は、〇〇〇自主防災組織(以下「本組織」という。)と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本組織の活動拠点は、〇〇区集会所に置く。

(目的)

第3条 本組織は、住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本組織は、〇〇区の世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 名
- (2) 副会長 名
- (3) 班長 名
- (4) 防災委員 名
- (5) 監査役 名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、地震等の発生時における応急活動の指示を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を行う。また、各班活動の指示を行う。

- 3 班長は、会長の命を受け、班の連絡調整に当たる。
- 4 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 5 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指示を行う。
- 5 監査役は、会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織の会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) 予算及び決算に関する事。
 - (5) その他特に必要と認めた事。
- 5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
 - (1) 総会に提出すべき事。
 - (2) 総会により委任された事。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及・啓発に関する事。
 - (3) 災害危険の把握に関する事。
 - (4) 防災訓練の実施に関する事。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、出火防止、初期消火、救出求助及び避難誘導に関する事。
 - (6) その他必要な事項

(経費)

第12条 本組織の運営に要する経費は、区の支出金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 本組織の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。